

令和6年稲敷市農業委員会第10回総会

〔10月10日〕

-
- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条（届出－中間管理機構・円滑化団体の取得）
日程 3 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）
日程 4 報告第3号 農地法第18条（通知）
日程 5 議案第1号 農地法第3条（委員会）
日程 6 議案第2号 農地法第3条買受適格者証明（委員会）
日程 7 議案第3号 農地法第5条（知事）
日程 8 議案第4号 現況証明（農委処分）
日程 9 議案第5号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）
日程10 議案第6号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 報告第3号
日程 5 議案第1号
日程 6 議案第2号
日程 7 議案第3号
日程 8 議案第4号
日程 9 議案第5号
日程10 議案第6号
-

出席委員

1番	吉田武君	11番	墳本典勇君
2番	篠崎文夫君	12番	遠藤一行君
3番	黒澤克巳君	13番	足立久美子君
4番	山口幸一君	14番	内田和新君
5番	永野修君	15番	山口和彦君
6番	宮本信夫君	16番	飯塚治正君
7番	篠崎惣壽君	17番	坂本富男君
8番	村松清美君	18番	川島昇君

9番 坂本和夫君 19番 根本 脩 君
10番 村山文雄君

欠席委員

出席説明員

農業委員会事務局長	中島 臣 哉 君
農業委員会事務局長補佐	宮 本 祐 司 君
農業委員会事務局係長	坂 本 証 君
農業委員会事務局主査	久保田 健 夫 君

午後2時開会

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 令和6年10月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（根本 脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。本日の出席委員は19名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。また本日は、現地調査を行ってくださいました推進委員さん8名が出席されております。推進委員の方は、調査を担当した案件についてご意見がある場合は、質疑ありませんかと申し上げた際に、挙手のうえ名前を告げてから発言してください。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本 脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。
お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は16番飯塚治正委員、17番坂本富男委員の両名を指名いたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）

○議長（根本 脩君） それでは審議に入ります。報告第1号「農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第1号「農地法第3条（届出－中間管理機構・円滑化団体の取得）について報告いたします。

議案書1ページをお開き願います。農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出1件でございます。

申請番号1番 四ツ谷字上割外2地区、田8筆、20,118㎡について、農業経営基盤強化促進法第7条の規定に基づく農地売買事業により茨城県農林振興公社へ売買したものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程3 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第2号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」について報告いたします。

議案書2ページから16ページまでの10件でございます。この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。いずれの権利取得者も自作や作業委託により耕作をしております。申請番号9番の方は農業委員会によるあっせん等の希望をしております。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程4 報告第3号 農地法第18条（通知）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第3号「農地法第18条（通知）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第3号「農地法第18条（通知）」について報告いたします。

議案書17ページから18ページまでの2件でございます。農地法第18条第6項の規定による、賃貸借の解約の通知があったものになります。申請番号1番、2番につきまして、双方からの合意解約するものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程5 議案第1号 農地法第3条（委員会）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

久保田主査。

○農業委員会事務局主査（久保田健夫君）

19ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条（委員会）」でございます。

売買による所有権移転1件、贈与による所有権移転1件でございます。

申請番号1番 浮島字寄縄原、畑1筆、1,203㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号2番 浮島字妙岐、田2筆、1,989㎡についてでございますが、受人が営農を開始するために買い受けるものでございます。

調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第1号の説明は以上です。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番、2番について、黒澤委員より報告をお願いいたします。

○3番（黒澤克巳君） 3番黒澤です。申請番号1番について、報告いたします。

10月4日に小貫推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主にナス、トマトを栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台共有、田植機1台共有、コンバイン1台共有、軽トラ、刈払機を所有しております。農作業従事日数は200日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号3番から5番につきましては、茨城県農林振興公社の農地中間管理事業による特例事業の売買のため、調査報告は省略いたします。

○議長（根本 脩君） これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程6 議案第2号 農地法第3条買受適格証明（委員会）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第2号「農地法第3条買受適格者証明（委員会）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

久保田主査。

○農業委員会事務局主査（久保田健夫君）

21ページをお開き願います。議案第2号「農地法第3条買受適格者証明（委員会）」について、稲敷市収納課が10月24日に行う不動産公売に対する買受適格証明書の交付1件でございます。

申請番号1番について、申請人が経営規模拡大のため公売参加を希望するものでございます。調査の結果は、報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。以上で、議案第2号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、遠藤委員より報告をお願いいたします。

○12番（遠藤一行君） 12番遠藤です。申請番号1番について、報告いたします。

10月3日に濱田推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に生姜、大根を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、トラック2台、管理機4台を所有しております。農作業従事日数は200日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第2号 農地法第3条買受適格者証明（委員会）を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程7 議案第3号 農地法第5条（知事）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第2号「農地法第5条（知事）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 22ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第5条（知事）」でございます。

申請番号1番 神宮寺字細田、畑2筆、1, 147㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。590Wパネル164枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号2番 神宮寺字揃内、畑2筆、1, 110㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。590Wパネル164枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号4番 橋向字細代、田1筆、844㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で10ヘクタール以上の広がりのある集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。申請人は申請地付近で自動車修理業を営んでおり、敷地が手狭であり、整備車等の駐車場が必要なことから、申請に及んだものであります。転用計画は大型トレーラー、大型バス等10台となっております。埋め立て等は無く、雨水は敷地内浸透処理をする計画です。なお、申請地は第1種農地でございますが、農地法施行規則第33条第1項第4号、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

申請番号5番 橋向字立野、田1筆、998㎡についてですが、非線引き区域、土地改良事業の行われた第1種農地となります。申請人は、申請地に隣接した資材置場を所有しており、事業規模拡大に伴い資材置場が不足したため、申請に及んだものであります。設置する資材は丸太仮設材等となっております。砕石で埋め立てする計画で、廃棄物対策室との協議は許可見込みとなっております。雨水は敷地内浸透処理、周囲を安全鋼板で囲い被害防除する計画で、土地改良区域の除外も了しております。なお、申請地は第1種農地でございますが、農地法施行規則第35条第1項第5号、既存の施設の拡張に該当します。

申請番号6番 桑山字中内、畑2筆、836㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。590Wパネル154枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号7番 椎塚字原畑、畑3筆、1, 206㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や宅地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。590Wパネル162枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号8番 中山字長畑、畑1筆、754㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地や雑種地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。595Wパネル126枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号9番 江戸崎字豆薬師、畑1筆、1, 294㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地や雑種地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。590Wパネル164枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号10番 江戸崎字大久保、畑1筆、1, 537㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地や雑種地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。590Wパネル171枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号11番 江戸崎字児松、畑1筆、1, 332㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地や雑種地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。590Wパネル162枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号12番、13番は同一事業で権利種別が所有権移転および地上権でわかれているものであり、一括での説明といたします。江戸崎字児松、畑4筆、1, 196㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地や雑種地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。590Wパネル176枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号14番 月出里字花指、畑1筆、861㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地や雑種地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。595Wパネル126枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号15番 大塚字稲干場、畑1筆、1, 819㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地や雑種地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。590Wパネル180枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

申請番号17番 江戸崎字芝ヶ谷、畑4筆、1, 518㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地や雑種地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。590Wパネル164枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。

これで、議案第2号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番、2番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○1番（吉田 武君） 1番吉田です。

申請番号1番、2番について、去る7日、田仲推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号4番、5番について、内田委員より報告をお願いいたします。

○14番（内田和新君） 14番内田です。

申請番号4番、5番について、去る7日、大野推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、申請番号4番については駐車場用地、申請番号5番については資材置場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号6番、7番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○7番（篠崎惣壽君） 7番篠崎です。

申請番号6番、7番について、去る7日、木村推進委員と藤巻推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号8番について、遠藤委員より報告をお願いいたします。

○12番（遠藤一行君） 12番遠藤です。

申請番号8番について、去る7日、海老原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号9番から13番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○10番（村山文雄君） 10番村山です。

申請番号9番から13番について、去る7日、清原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号14番、15番、17番について、埴本委員より報告をお願いいたします。

○11番（埴本典勇君） 11番埴本です。

申請番号14番、15番、17番について、去る8日、足立委員と古渡推進委員、岡野推進委員、酒井推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第3号「農地法第5条（知事）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程8 議案第4号 現況証明（農委処分）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第4号「現況証明（農委処分）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 29ページをお開き願います。

議案第4号「現況証明（農委処分）」

登記地目変更のための非農地証明書の交付8件でございます。

申請番号1番 浮島字原、畑1筆、221㎡についてですが、平成元年頃より宅地の一部として使用しているとの申請になります。

申請番号2番 羽賀字栗津谷、田1筆、815㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号3番 羽賀字栗津谷、田1筆、785㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号4番 上君山字栗山、畑1筆、501㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号5番 古渡字古家、畑1筆、621㎡についてですが、平成11年頃より宅地の一部として使用しているとの申請になります。

申請番号6番 犬塚字八幡台、畑1筆、689㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号7番 犬塚字井戸久保、畑1筆、874㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号8番 阿波崎字外出、畑1筆、1,242㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

以上で議案第4号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、黒澤委員より報告をお願いいたします。

○3番（黒澤克巳君） 3番黒澤です。申請番号1番について、去る7日、吉田委員と小貫推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は平成元年頃より宅地の一部として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号2番から4番について、足立委員より報告をお願いいたします。

○13番（足立久美子君） 13番足立です。申請番号2番から4番について、去る8日、墳本委員と岡野推進委員、酒井推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号5番について、永野委員より報告をお願いいたします。

○5番（永野 修君） 5番永野です。申請番号5番について、去る7日、吉田委員と鈴木推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は平成11年頃より宅地の一部として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号6番、7番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○11番（墳本典勇君） 11番墳本です。

申請番号6番、7番について、去る8日、足立委員と古渡推進委員、岡野推進委員、酒井推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号8番について、わたくし根本より報告をお願いいたします。

○19番（根本 脩君） 19番根本です。

申請番号8番について、去る7日、内田委員と推進委員の黒田委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君）

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第4号「現況証明（農委処分）」を採決いたします。本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程 9 議案第 5 号 基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第 5 号「基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）」を議題といたします。なお、申請番号 14 番につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定に基づく議事参与の制限に、黒澤委員が該当いたしますので、3 番黒澤委員の退室を求めます。

(黒澤委員退室)

それでは、事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（宮本祐司君） 31 ページをお開き願います。

議案第 5 号「基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）」についてでございます。

基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第 9 の 3 の（1）の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。

新規設定が、7 件、26 筆、26,951㎡、再設定が、13 件、63 筆、138,337㎡の利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第 5 号「基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

(黒澤委員入室)

日程 10 議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第 6 号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（宮本祐司君） 44 ページをお開き願います。

議案第6号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」についてでございます。

農用地利用集積等促進計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。

今回は、新規設定が、1件、1筆、2, 185㎡、期間満了に伴う再設定が、5件、22筆、73, 808㎡についての利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第6号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、令和6年10月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後2時45分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

16番 委 員 飯 塚 治 正

17番 委 員 坂 本 富 男